

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省令第一号）
運輸省令第一号

改 正 案	現 行
<p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発起人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 (略)</p>	<p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発起人の責任又は義務の有無についての判断</p> <p>三 (略)</p>
<p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 (略)</p>	<p>(訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員の責任又は義務の有無についての判断</p> <p>三 (略)</p>

(評価・換算差額等)

第三十七条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資金及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 (略)

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

(評価・換算差額等)

第三十七条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資金及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 (略)

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額